

令和5年度

登米市老人保健施設事業会計補正予算書

並びに予算に関する説明書

〔12月6日提出〕

宮城県登米市

議案第135号

令和5年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和5年度登米市老人保健施設事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
濃厚流動食等購入	令和5年度から 令和6年度まで	1,331 千円

令和5年12月6日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

予算に関する説明書

1. 債務負担行為に関する調書

ページ

5

債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源 内 訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	事業収益等
濃厚流動食等購入	千円 1,331		千円	令和5年度から 令和6年度まで	千円 1,331	千円 1,331